

平成 18 年一級建築士試験「設計製図の試験」合格基準等について

一級建築士試験「設計製図の試験」は、「与えられた内容及び条件を充たす建築物を計画し、設計する知識及び技能について設計図書等の作成を求めて行う。」ものであり、その合否判定における平成 18 年試験の「採点のポイント」、「採点結果の区分」及び「合格基準」は、次のとおりである。

<p>採点のポイント</p>	<p>(1) 計画一般（敷地の有効利用、配置計画、ゾーニング・動線計画、各部門・各室の計画等）</p> <p>(2) 設計課題の特色に応じた計画 ① 住宅部門、診療所部門及び共用部門のゾーニング・動線計画 ② 採光、日照、通風等に配慮した住戸の計画 ③ 地下駐車場の計画</p> <p>(3) 構造・設備に対する理解</p> <p>(4) 設計図書の表現</p> <p>(5) 設計条件・要求図面等に対する重大な不適合 ① 「要求図面のうち 1 面以上欠けるもの」、「構造計画の要点が記述されていないもの」、「設備計画の要点が記述されていないもの」又は「面積表が完成されていないもの」 ② 「ラーメン構造による鉄筋コンクリート造（一部を鉄骨造としてもよい。）、地下 1 階、地上 5 階建」でないもの ③ 図面相互の重大な不整合（上下階の不整合、階段の欠落等） ④ 床面積の合計が「3,000 m²以上、3,600 m²以下」でないもの ⑤ 「所要室」のうち、次のいずれかの室又は施設が計画されていないもの 住戸 A（基準階に 2 戸）、住戸 B（基準階に 3 戸）、コミュニティルーム、居住者用エントランス、居住者用駐車場（計 18 台）、待合室、事務室・受付、診察・処置室、X線室、検査室、エントランスホール、レストラン、電気・機械室 ⑥ 居住者用の乗用エレベーター（1 基）が計画されていないもの ⑦ その他設計条件を著しく逸脱しているもの（多数の室・施設の欠落等）</p>
<p>採点結果の区分（成績）</p>	<p>○採点結果については、ランクⅠ、Ⅱ、Ⅲ、Ⅳの 4 段階区分とする。</p> <p>ランクⅠ：「知識及び技能」*を有するもの ランクⅡ：「知識及び技能」が不足しているもの ランクⅢ：「知識及び技能」が著しく不足しているもの ランクⅣ：設計条件・要求図面等に対する重大な不適合に該当するもの</p> <p>*「知識及び技能」とは、一級建築士として備えるべき「建築物の設計に必要な基本的かつ総括的な知識及び技能」をいう。</p> <p>○なお、採点の結果、ランクⅠ、Ⅱ、Ⅲ、Ⅳのそれぞれの割合は、次のとおりであった。 ランクⅠ：31.4%、ランクⅡ：16.8%、ランクⅢ：26.8%、ランクⅣ：25.0%</p>
<p>合格基準</p>	<p>採点結果における「ランクⅠ」を合格とする。</p>